

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 11 月 8 日

ヒヤクシンケンセツカブシキガイシャ

申請者 氏名又は名称 百進建設株式会社
 住所 大阪府四條畷市砂二丁目17番10号
 代表者氏名 代表取締役 新谷味希
 電話番号 072-863-0677
 FAX番号 072-863-0678
 メールアドレス 100ken-hskt@leto.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和6年11月8日

申請者 氏名又は名称 百進建設株式会社

住 所 大阪府四條畷市砂二丁目17番10号

代表者 氏名 代表取締役 新谷味希

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
氏 フ リ ガ ナ 名	氏 フ リ ガ ナ 名
代表取締役 新谷 味希 シントニミキ	
取締役 新谷 稔 シントニミノル	
事業の範囲	土木・建築・水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	百 進 建 設 株 式 会 社
上 記 事 業 所 の 所 在 地	郵便番号 575-0001 住所 大阪府四條畷市砂二丁目17番10号 電話番号 072-863-0677 FAX番号 072-863-0678 メールアドレス 100ken-hskt@leto.eonet.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
・坂口 守 サカワキ マモル ・西岡 洋文 ニシオカ ヨシフミ	・第184153号 ・第155989号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上 記 事 業 所 の 所 在 地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

水道法施行規則

別 表 (第十八条関係)

機 械 器 具 調 書

6年11月8日現在

種 別	名 称	形 式・性 能	数 量	備 考
管の切断用 の機械器具	塩ビカッター	VC-20	2	
	塩ビノコ		1	
	セイバーソー	VC-30	2	
	高速切断機	H-14	1	
	金切りノコ		1	
	サンダー		1	
	エンジンカッター		1	
管の加工用 機械器具	やすり	半丸型	1	
	パイプねじ切器	レツキス50AX(1/2~2B)	1	
	面取器	" ミニA(1/2~2)	1	
管の接合用 の機械器具	プライヤー	トーチ	1	
	ラヂエットレンチ	210mm~270mm	4	
	パイプレンチ	19~24	7	
	モンキーレンチ	300mm	3	
	トーチランプ		1	
水圧テストポンプ	手動テスター	T-50	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」
「水圧テストポンプ」の別に記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和6年11月8日

申請者

氏名又は名称 百進建設株式会社

住 所 大阪府四條畷市砂二丁目17番10号

代表者 氏名 代表取締役 新谷味希

水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

大阪府四條畷市砂二丁目17番10号

百進建設株式会社

会社法人等番号	1220-01-026607	
商 号	百進建設株式会社	
本 店	大阪府四條畷市大字砂291-3	
	大阪府四條畷市砂二丁目17番10号	平成25年11月 5日住居表示実施
		平成25年11月 6日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成25年5月17日	
目的	1. 土木、建築施工設計 2. とび、土工事業 3. じゅんせつ工事業 4. は装工事業 5. 水道施設工事業 6. 塗装工事業 7. 産業廃棄物処理業 8. 不動産の賃貸並びに管理 9. 前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	4000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 <u>500株</u>	
	発行済株式の総数 <u>2000株</u>	令和3年 5月19日変更
		令和3年 5月24日登記
資本金の額	<u>金500万円</u>	
	金2000万円	令和3年 5月19日変更
		令和3年 5月24日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。	

大阪府四條畷市砂二丁目17番10号
百進建設株式会社

役員に関する事項	取締役	新 谷 味 希	
	取締役	新 谷 味 希	令和 5年 7月 6日重任
			令和 5年 7月 7日登記
役員に関する事項	取締役	新 谷 稔	
	取締役	新 谷 稔	令和 5年 7月 6日重任
			令和 5年 7月 7日登記
登記記録に関する事項	大阪府四條畷市田原台八丁目14番33号 代表取締役	新 谷 味 希	
	大阪府四條畷市田原台八丁目14番33号 代表取締役	新 谷 味 希	令和 5年 7月 6日重任
			令和 5年 7月 7日登記
登記記録に関する事項	設立		平成 25年 5月 17日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(大阪法務局東大阪支局管轄)

令和 6年 9月 2日

大阪法務局守口出張所

登記官

石 田 章 人



定 款

百進建設株式会社

百進建設株式会社定款

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、百進建設株式会社と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木、建築施工設計
2. とび、土工工事業
3. しゅんせつ工事業
4. ほ装工事業
5. 水道施設工事業
6. 塗装工事業
7. 産業廃棄物処理業
8. 不動産の賃貸並びに管理
9. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を大阪府四條畷市に置く。

(公告)

第 4 条 当会社の公告方法は、官報に掲載してする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、400株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(株券の不発行)

第 7 条 当会社は、株式に係る株券を発行しない。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

- 第 8 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

- 第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

- 第 10 条 前二条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(株主の住所等の届出)

- 第 11 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

(基準日)

- 第 12 条 当会社は、毎年4月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会決議事項)

- 第 13 条 株主総会は、会社法に規定する事項及び株式会社の組織、運営、管理その他株式会社に関する一切の事項について決議をすることができる。

(招集)

第 14 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集手続)

第 15 条 株主総会を招集するには、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、株主総会の日の 3 日前までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発するものとする。

- 2 前項の招集通知は、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、書面ですることを要しない。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主の全員の同意があるときは、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(招集権者及び議長)

第 16 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役の過半数をもって決定し、取締役社長が招集する。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては、取締役社長が議長となる。ただし、取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役の過半数をもって定めた順序により他の取締役が議長となる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議等の省略)

第 18 条 取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。

- 2 取締役が株主の全員に対して株主総会に報告すべき事項を通知した場合に

において、当該事項を株主総会に報告することを要しないことにつき株主の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の株主総会への報告があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

- 第 19 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。
- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

- 第 20 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、議長、議事録の作成に係る職務を行った取締役及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

第 4 章 取締役及び代表取締役

(員数)

- 第 21 条 当会社の取締役は、1 名以上とする。

(選任及び解任の方法)

- 第 22 条 当会社の取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第 23 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、前任者又はその選任時に在任する取締役の任期の満了すべき時までとする。

(社長及び代表取締役)

- 第 24 条 取締役が 2 名以上ある場合は、そのうち 1 名以上を代表取締役とし、株主総会の決議によってこれを定める。
- 2 代表取締役のうち 1 名を社長とし、会社の業務を執行する。

(業務執行の決定)

第 25 条 当会社の業務は、取締役の過半数をもって決定する。ただし、次の各号に定める事項については株主総会の決議を要する。

- 一 本店移転
- 二 支配人の選任及び解任
- 三 支店の設置、移転及び廃止

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 26 条 当会社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月末日までとする。

(剰余金の配当等)

第 27 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年 4 月末日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 28 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満 3 年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

第 6 章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第 29 条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金 500 万円とする。

(発起人の氏名又は名称及び住所)

第 30 条 当会社の発起人の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

大阪府四條畷市田原台八丁目 14 番 33 号

新谷 味希

(最初の事業年度)

第 31 条 当会社の最初の事業年度は、会社成立の日から平成 26 年 4 月末日までとする。

(設立時役員)

第 32 条 当会社の設立時取締役、設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時取締役 新谷 味希

設立時取締役 新谷 稔

設立時代表取締役 大阪府四條畷市田原台八丁目 14 番 33 号
新谷 味希

(定款に定めのない事項)

第 33 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、百進建設株式会社を設立するため、発起人を代理して、
司法書士 藤田 喜枝 がこの定款を作成し、これに電子署名する。

平成 25 年 5 月 1 日

発起人 大阪府四條畷市田原台八丁目 14 番 33 号
新谷 味希

上記代理人 司法書士 藤田 喜枝



この証明等(与)は、
当会社の現行書類に
相違ありません。
令和6年11月8日

大阪府四條畷市砂二丁目17番10号

百進建設株式会社

代表取締役 新谷味希



第一八四一五三号

給水装置工事技術者免狀

本籍 德島県

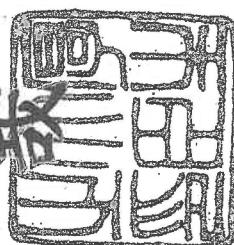
氏名 扇口 守

昭和三十二年七月二十日生

水道法(昭和三一年法律第二百七号)の
規定により給水装置工事技術者
技術者免狀を交付する。

平成十二年三月九日

厚生大臣 丹羽雄



第一五五九八九号

日本國政府公文書

本管 大阪府

此名 西国洋文

熙和十四年十一月六日登

水戸藩(熙和年十一月六日登)

見付より 水戸城内(御城内)

松平信定(松平信定)

熙和十一年二月二十三日

貢奉人出 宮下倉平

営業所の付近見取り図

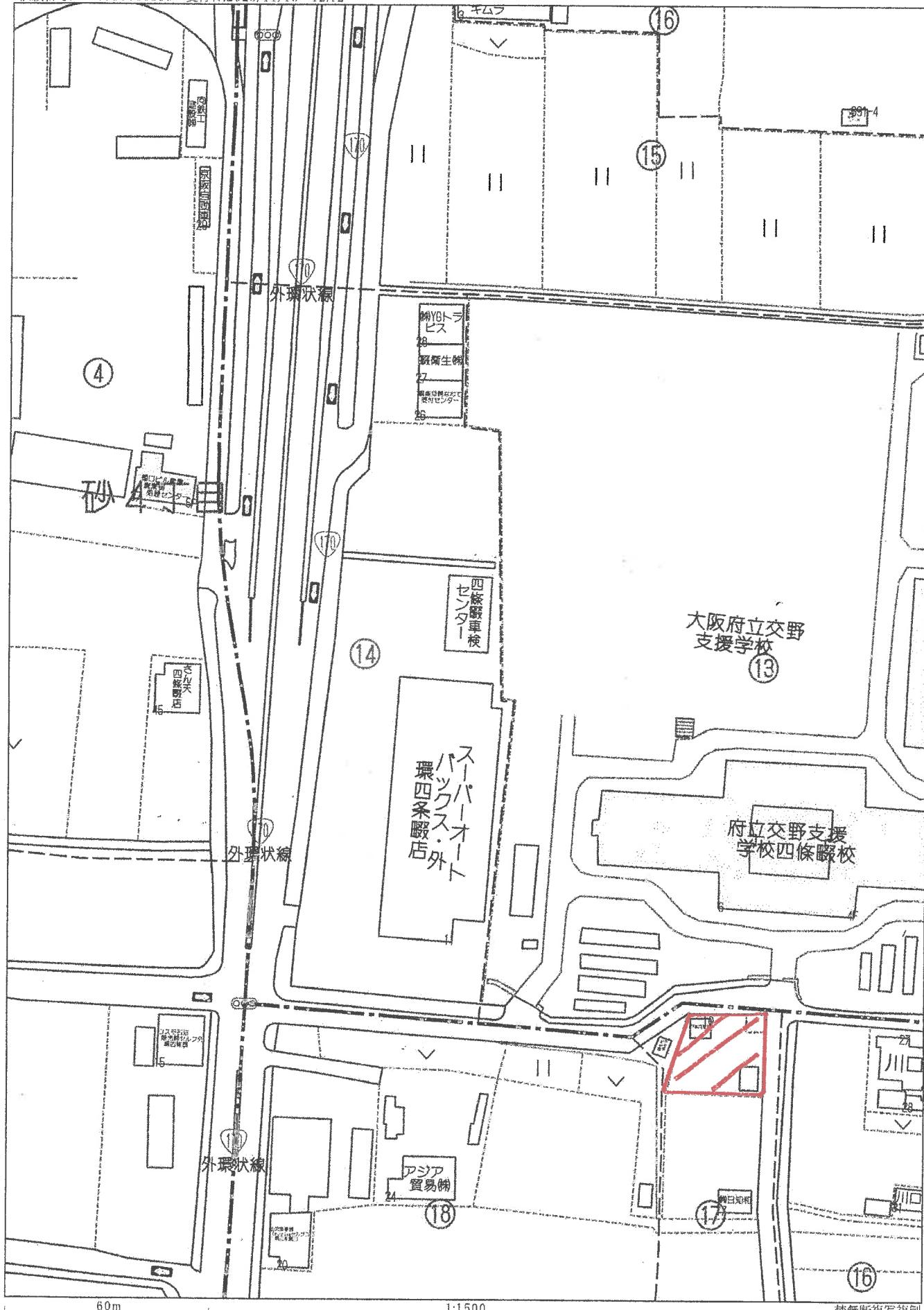
営業所の所在地 大阪府四條畷市砂二丁目17番10号

倉庫の所在地 大阪府四條畷市砂二丁目17番10号

(付近見取図)



※ 倉庫の位置が営業所と離れている場合は、倉庫の位置図を添付すること。

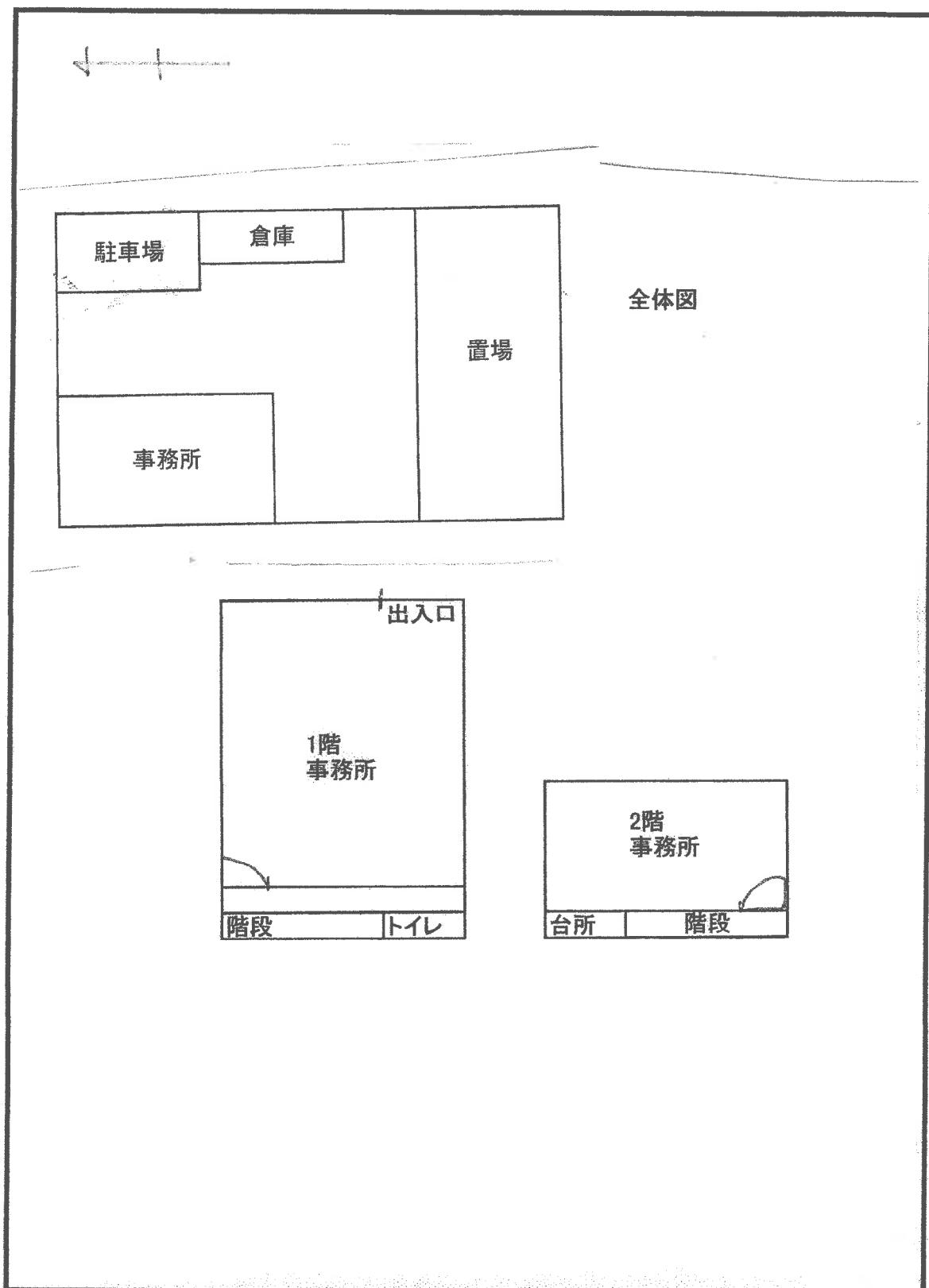


60m

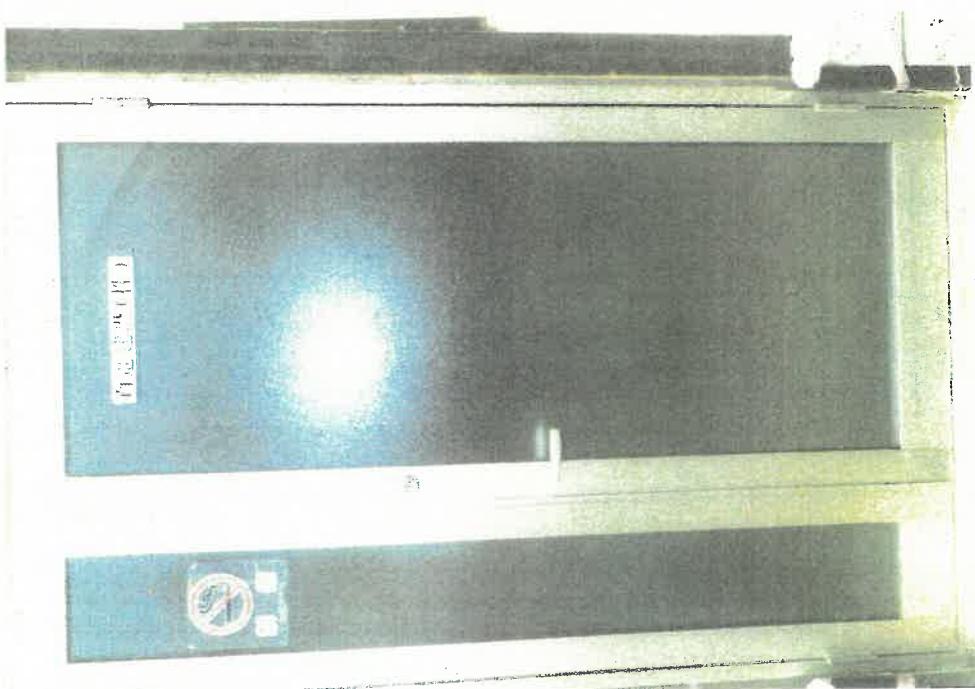
1:1500

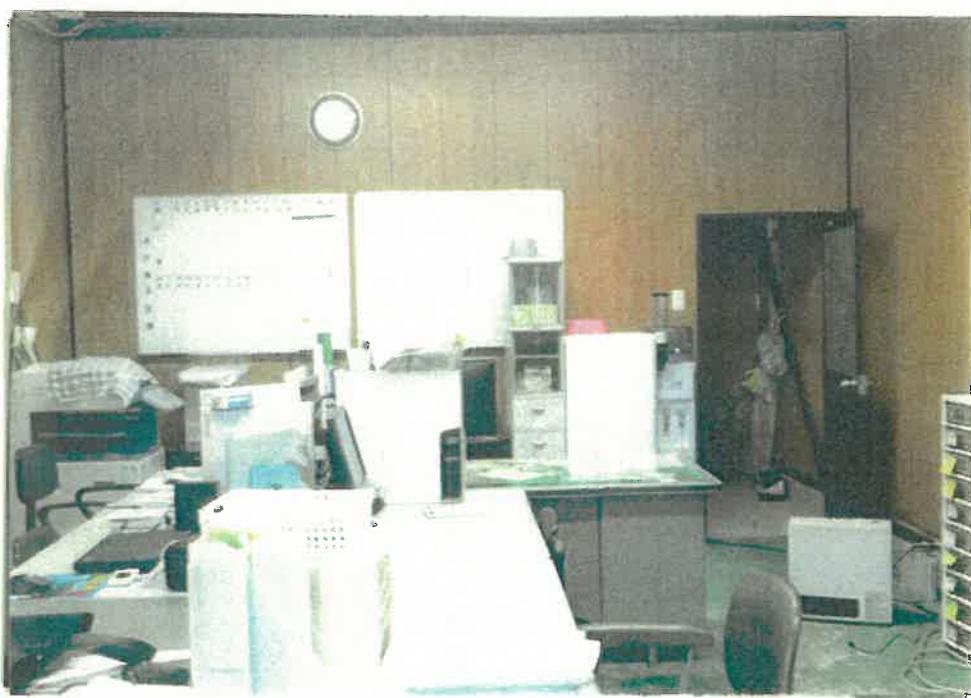
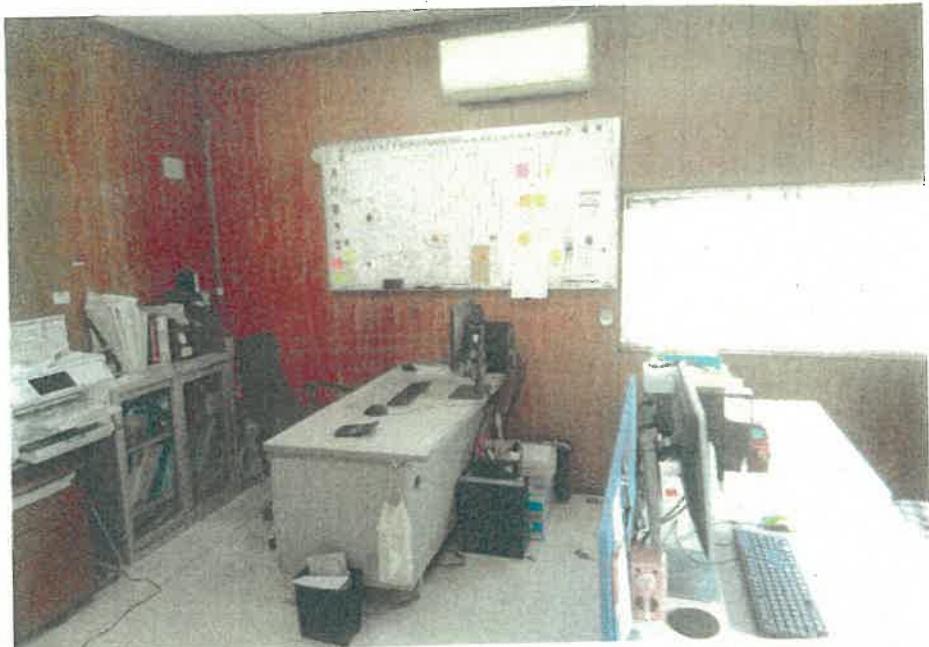
禁無断複写複製
株式会社ジー・サーチ

営業所の平面図



- ※ 1. 他に適当な図面がある場合は、その図面を添付することができる。
- 2. 平面図には、方位、階の表示、出入口の位置、部屋の用途及び面積を必ず記入すること。





指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 11 月 8 日

ヒヤクシンケンセツカブシキガイシャ

申請者 フリガナ 氏名又は名称 百進建設株式会社
 住所 大阪府四條畷市砂二丁目17番10号
 代表者氏名 フリガナ シンタニミキ 代表取締役 新谷味希
 電話番号 072-863-0677
 FAX番号 072-863-0678
 メールアドレス 100ken-hskt@leto.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 / 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	
14	三郷町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3（水道法施行規則第22条関係）

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和6年11月8日

届出者

氏名又は名称 百進建設株式会社

住 所 大阪府四條畷市砂二丁目17番10号

代表者 氏名 代表取締役 新谷味希

選 任

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
届出
解 任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	百進建設株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
坂 口 守	第184153号	
西岡 洋文	第155989号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第一八四一五三号

給水装置事務技術者免狀

本籍 德島県

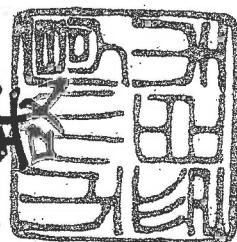
氏名 坂口 守

昭和三十二年七月二十日生

水道法(昭和三章法律第百七号)の
規定により給水装置事務技術者
免狀を交付する。

平成十二年三月九日

厚生大臣 丹羽 雄



第一五五九八九号

給水装置工事事務所通達文

本籍 大阪府

氏名 西用洋文

昭和四十四年十二月六日生

水道法(昭和三年法律第百二十一号)の

規定による給水装置工事事務所

技術者免状交付手続。

平成十一年二月二十三日

厚生大臣宮下創平

